

総務環境委員会説明資料

スポーツ市民局（仮称）の素案について

目 次

	頁
1 基本的な考え方	1
2 所管領域・役割の概要	3
3 組織イメージ	4

令和元年 10 月 30 日

総 務 局

1 基本的な考え方

(1) 設置の背景

地方公共団体においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成 20 年 4 月から、教育委員会が管理、執行するスポーツに関する事務を、長において地域振興等の関連行政と一元的に所掌できることとなった。

なお、現在では、20 の指定都市のうち、18 市において市長部局で所管している。



本市においては、令和 8 年度に第 20 回アジア競技大会の開催が予定されており、大会を一過性のイベントに終わらせるのではなく、スポーツ行政を地域振興等の関連行政と一元的に所掌することで、スポーツの持つ幅広い価値を、本市を取り巻く課題の解決に活用していくことが必要。

(2) 目的

アジア競技大会の開催を契機に高まりが期待される市民のスポーツへの関心を定着させることで、スポーツに親しみ、スポーツを支える機会を通じて、市民の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現するとともに、地域活動の活性化を推進し、活力ある都市を実現する。

また、スポーツにより、都市のブランドが確立することで、にぎわいあふれ市民が誇りを持てる都市を実現する。

(3) 役割

- ・誰もが気軽にスポーツができる機会・場所の提供
- ・スポーツを通じた、地域活動に主体的に関わる機運の醸成
- ・スポーツによる都市ブランドの向上

(4) 組織構成

スポーツを通じて地域活動の活性化を推進するため、スポーツ振興部門を教育委員会から、地域振興を含む市民部門を市民経済局から移管し、スポーツ市民局（仮称）を設置する。

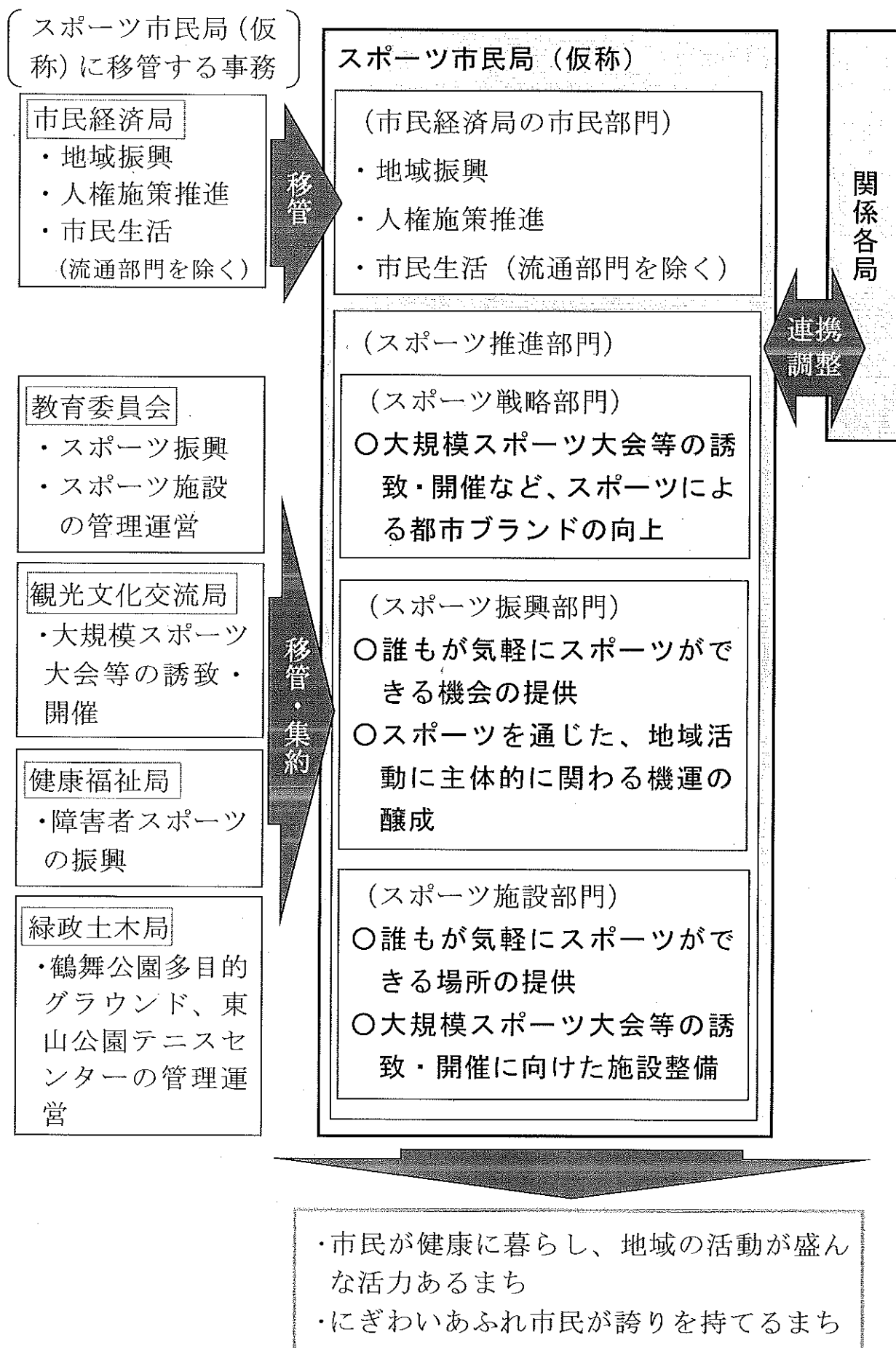
スポーツ振興部門の移管に併せて、スポーツによる活力ある都市の実現のために効果的な部門を集約するとともに、スポーツによる都市ブランド向上のためにスポーツ戦略部門を設置するなど、実効性のある組織とする。

なお、市民部門の移管に伴い、市民経済局の経済部門については、イノベーションの創出や成長産業の振興などに機動的に取り組むことから、経済局（仮称）とする。

(5) 設置時期

令和2年4月

2 所管領域・役割の概要



3 組織イメージ

